鳥取市地域活性化施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成３０年１２月２８日

鳥取市長　深　澤　義　彦

鳥取市条例第６１号

鳥取市地域活性化施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取市地域活性化施設の設置及び管理に関する条例（平成１６年鳥取市条例第１１３号）の一部を次のように改正する。

第２条の表鳥取市河内生活改善センターの項及び鳥取市口細見生活改善センターの項を削る。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。